

山間地営農等振興事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 旧額田町は地域の約8割が山林という農山村地域で、小規模経営の農家が大部分である。農業は水稻を基幹作物として発展してきたが、米価が低迷する中であって、ナス、ジネンジョ、トマト、サトイモ、ワサビ、山菜などの特産化を図る必要がある。岡崎市は、上記課題に対し農家の生産コストの低減や高所得化を図る目的で、愛知県山間地営農等振興事業費補助金の対象となる農業経営近代化施設整備事業を行うに要する経費の一部に対し、山間地営農等振興事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金は、適正かつ効率的に実施するために、あいち三河農業協同組合が次条に規定する補助対象事業を行った場合に、同組合に対して交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、農林漁業経営の近代化のための機械、設備等整備に関する事業で、かつ岡崎市が愛知県から山間地営農等振興事業計画認定を受けた事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の2分の1以内とし、1,000円未満切捨てで、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、山間地営農等振興事業費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業に係る収支予算書
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(事業の着手)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に事業に着手するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により市長が特に認めるときは、補助金の交付決定前に着手することができる。
- 3 補助対象者は、前項に規定する場合にあっては、交付決定前着手届を市長に提出しな

なければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じ調査を行い、事業の目的及び内容が適当と認めるときは、交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合は、条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定による決定をした場合は、速やかにその決定の内容を当該補助金の交付を申請した者に通知する。

(計画の変更承認)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、承認を受けた補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 前条の規定は前項の場合において準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、承認を受けた補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、山間地営農等振興事業費補助金実績報告書に次に掲げる書類を添え、当該事業完了後10日以内（10日以内に会計年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度末日まで）に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付決定を受けた事業に係る事業成果を明らかにする収支精算書

(2) 補助金の交付決定を受けた事業に係る事業成果を明らかにする書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項のただし書きにより、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項のただし書きにより、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、成果の報告を受けた場合は必要な審査及び調査を行い、補助事業の目的、条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通

知しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 補助金は、前条に規定する補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

(財産処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（同省令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間）を経過したときは、この限りでない。

2 補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があつたときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。